

番号	分野別	資料の概要
4	事業手法	設計・施工一括発注方式の法的根拠、ガイドライン等

1 法的根拠について

地方公共団体の契約方法には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法があります。（地方自治法第234条）入札の場合には、原則として、工事請負など地方公共団体の支出の原因となる契約の場合は、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者が落札者となります。（地方自治法第234条第3項）

この例外として、地方自治法施行令では、工事等の請負契約などにおいて、予定価格以下で最低の価格により入札した者以外の者を落札者とできる特例の一つとして、総合評価落札方式があります。総合評価落札方式は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して、落札者を決定する方式です。（地方自治法施行令第167条の10の2）

設計・施工一括発注方式については、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、その基本的な方針において、「発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。」とされています。

《総務省、国土交通省通知》

- (1) 「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」総務省国土交通省通知（総行行第65号国総入企第63号平成19年3月30日）における記載内容

国土交通省において、設計・施工一括方式やCM方式の普及・拡大に向けた条件整備の検討を進めるので、体制が脆弱な地方公共団体においては、その体制・能力を補完し、事務負担等の軽減のため、工事の態様に応じて設計・施工一括方式やCM方式の活用を進めること。

- (2) 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」総務省国土交通省通知（総行行第38号国総入企第35号平成20年3月31日）における記載内容

建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

(3) 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」総務省国土交通省通知（総行行第171号国総入企第21号平成20年12月22日）における記載内容
工事の態様に応じて、設計・施工一括方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

(4) 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」総務省国土交通省通知（総行行第126号国土入企第14号平成23年8月25日）より抜粋

発注者の経験が少ない工種、高度な調整が必要な事業を発注する場合や、短期間に事業量が増大する場合には、工事の態様に応じて、設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

2 ガイドライン等について

□ 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（H21.3）

設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）のメリット・デメリット、設計者と施工者の役割分担、工事発注方式、実施手順、リスク分担などについてマニュアル化されています。

《参考》

1 法律、通知文

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）
- ・ 地方公共団体における入札及び契約の適正化について（総行行第 65 号国総入企第 63 号平成 19 年 3 月 30 日）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総行行第 38 号国総入企第 35 号平成 20 年 3 月 31 日）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総行行第 171 号国総入企第 21 号平成 20 年 12 月 22 日）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総行行第 126 号国土入企第 14 号平成 23 年 8 月 25 日）

2 ガイドライン等

- ・ 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）（H21. 3）

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日法律第18号)

(目的)

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の

促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第7条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第8条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第9条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第10条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第11条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第12条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第4条から第8条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第13条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第14条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第15条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用しよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずる

ものとする。

- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進 するための基本的な方針について

〔平成17年8月26日〕
閣議決定案

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公

共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事の施工することとなり、公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみ

によって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門工事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書を作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるような留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物

が完成した後には確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評

価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

（３）技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

（４）高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

４ 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を

定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると考えられる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評価結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備え

た者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

各都道府県知事 あて
政令指定都市長 あて

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

地方公共団体における入札及び契約の適正化について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より必要な改善措置を講じるよう要請（平成18年12月28日付け総行行208号・国総入企第49号 各都道府県知事あて総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長連名通知等）してきたところであり、各地方公共団体における取組により、一定の改善がみられるところではありますが、談合等の不正行為の根絶に向けて、取組を更に推進していくことが求められているところです。

各都道府県におかれては、全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」（平成18年12月18日全国知事会公共調達に関するプロジェクトチーム）を踏まえて、自主的な取組を進めているところではありますが、今般、地方公共団体における入札及び契約適正化・支援方策について、下記のとおり取りまとめましたので、適正化のための措置等を講ずるようお願いします。

特に、公共工事の品質の確保に関する法律（平成17年法律第18号）が平成17年4月1日から施行されているところであり、同法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入・拡充を図ることが求められていますので、格段の取組をお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 一般競争入札の拡大について

(1) 一般競争入札の拡大について

地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、すべての地方公共団体において、一般競争入札の導入を図ること。

なお、直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、原則として、一般競争入札によるべきものであり、早急に取組方針を定め、他の地方公共団体との

連携による電子入札の導入や、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入など、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施すること。

(2) 一般競争入札の参加資格等について

いわゆる地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定すること。

入札参加資格における格付けの等級区分の対象拡大などにより、競争参加者の十分な確保に努めること。

また、小規模市町村等においては、近隣市町村とも連携・協調し、競争性を確保するため、十分な入札参加者が確保されるような地域要件の設定に努めること。

競争参加資格を定めるに当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」を参考として、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大について配慮すること。

一般競争入札参加資格審査の事務量の増加に対応するため、電子入札システムによる「事前自動審査方式」や、入札後に落札候補者の資格審査を行う「事後審査方式」を活用するなどにより、事務処理の効率化を図ることが適当であること。

競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化を図るため、当面、都道府県単位での競争参加者の資格審査などの入札契約手続の統一化を実現するべく、都道府県において検討を進めること。

(3) 一般競争入札の落札者の決定について

最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が懸念されることから、これらの弊害が生じることのないよう取り扱う必要があること。

最低制限価格の設定に当たっては、応札結果を反映して最低制限価格が変動するような方法など、同値入札の減少につながる方法により、適切に設定すること。

(4) 低価格入札について

低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準（例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等）の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図ること。

(5) 技術職員の技術能力の向上について

設計業務の民間委託の推進等により、技術職員が実際の設計業務に携わる機会が減少し、設計積算能力などの技術能力の向上が課題となっている。このため、各種検査や施工監理などを通じて公共工事の品質確保に資する観点からも、実際の設計業務・

現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、マニュアル等の作成、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むこと。

(6) 電子入札について

電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。

一方で、電子入札は、業務効率化に資するものの談合防止には万能ではないとの指摘もある。電子入札は入札の手段であり、その導入によっても業者同士が横の連絡を取り合うことまでを排除できないのは事実であることから、郵便入札における郵便局留めのように、発注者も開札するまで入札書の内容をのぞき見ることができないようなセキュリティの高いシステムを電子入札にも組み込むなど、一層の工夫を凝らすこと。

入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置しているところであり、未導入団体にあっては、できる限り速やかに導入すること。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入すること。

なお、電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資する措置を講ずること。

競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めること。

(7) 不良不適格業者の排除について

適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンドの導入を進めること。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進すること。

2. 総合評価方式の導入・拡充について

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められて

いることから、その導入・拡充に向けて、次の取組を行うこと。

価格と品質で総合的に優れた調達を実現する観点から、体制が脆弱な地方公共団体であっても導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した簡易型総合評価方式の導入・拡大に努めるとともに、失格基準と併せて運用することにより、くじによる落札者決定をできる限り回避すること。

国土交通省において、体制が脆弱な地方公共団体向けの「総合評価実施マニュアル」を作成したところであり、市町村においては当該マニュアルの積極的な活用を図り、総合評価方式の導入・拡大に努めること。

小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位などで共通委員による複数地方公共団体合同での意見聴取を行うことができるよう、都道府県が協力・支援を行うことが適当であること。

なお、総合評価方式における学識経験者の意見聴取手続については、総務省において、客観性を確保しつつ、簡素化する方向で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正を検討中であること。

3. 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について

談合等不正行為の再発防止を徹底する観点から、次の取組を行うこと。

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

談合情報については、警察及び公正取引委員会への通報を積極的に行うこと。

なお、地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる期間の上限「2年間」を「3年間」に引き上げることについては、総務省において検討中であること。

4. 入札契約関係情報の公表の推進等について

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるためには、住民、議会等の監視を受けることが有効であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（昭和12年法律第127号）で公表が義務付けられている指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準等の情報について、未だ措置されていない市町村においては、できる限り速やかに措置を講ずること。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に行うこと。

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置すること。なお、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実情も踏まえ、国土交通省で作成した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取

り組むこと。

5. 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、業務執行体制等の整備が必要であるが、特に、小規模な市町村においては、関係業務を適切に実施できるよう支援する体制を整備することが必要であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であるが、特に、小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にあることから、市町村の契約担当・工事検査担当職員等に対して、専門知識を習得させるため、平成19年9月に、市町村職員中央研修所において『入札契約制度改革セミナー』（仮称）を開催する予定であるので、活用されたいこと。

公共工事の発注者、とりわけ市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、今後大量退職が見込まれる都道府県職員等の団塊世代の技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば人材バンクを都道府県等に設けるなど、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。

都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うこと。

国土交通省において、設計・施工一括方式やCM方式の普及・拡大に向けた条件整備の検討を進めるので、体制が脆弱な地方公共団体においては、その体制・能力を補完し、事務負担等の軽減のため、工事の態様に応じて設計・施工一括方式やCM方式の活用を進めること。

6. その他の事項について

(1) 組織体制について

入札関係事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことも不正行為等防止の効果的な対策の一つであり、電子入札の導入により入札契約関係事務の合理化が図られることも踏まえ、入札契約事務の適正な処理が確保される組織体制の整備を進めること。

(2) いわゆる口利き行為への対応について

OBや一定の公職にある者等からの働きかけや要望等のいわゆる口利き行為に対しては、当該要望等の内容を記録した文書を作成するとともに、当該文書を公開するなどの対応が、不正行為の防止に有効であると考えられるので、このような取組を推進することが適当であること。

(3) 共同企業体（JV）について

共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、

構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題があることから、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用すること。

総行行第38号
国総入企第35号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、同法の厳正な運用について要請してきたところです。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者は公共工事の入札及び契約のより一層の適正化が求められているところです。

これまでの各地方公共団体の取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、今般の公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。平成18年5月23日一部改正。以下「指針」という。）」の措置状況調査の結果（別添参照）によると、同法の義務付け事項のうち一部の地方公共団体においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

平成19年9月21日の中央建設業審議会総会の提言においても、地方公共団体を

含め各発注者において、「入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではなく、「価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様、規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある」とされています。入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、この提言の趣旨も踏まえ、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入、ダンピング受注の防止等の取組を進めることが求められています。

また、平成20年3月28日、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、別添のとおり、「公共工事の品質確保に関する当面の対策」が決定されたところです。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性を向上させる必要があり、また、地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記4.の条件整備を図りつつ、すべての地方公共団体において速やかに一般競争入札の導入・適用範囲の拡大を図るものとする。

2. 総合評価方式の導入・拡充

公共工事品質確保法では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、すべての地方公共団体においてその導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。

また、次の取組を併せて行うこと。

(1) 特別簡易型総合評価方式等の活用

価格と品質が総合的に優れた調達を実現する観点から、発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、国土交通省で平成19年3月に作成した「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成20年3月改訂（別紙参照））等を参考としつつ、導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入・拡大に努めること。

(2) 総合評価方式に係る意見聴取手続の簡素化等

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、総合評価方式の導入・拡充に必要な体制を整備すること。具体的には、小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通委員による意見聴取を行うことができるよう、国・都道府県等から協力・支援を受けることを積極的に検討すること。

なお、総合評価方式を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続については、地方自治法施行令を改正し、落札者決定基準を定めるときに意見を聴かなければならないこととし（ただし、当該意見聴取において、落札者を決定するときに変更して学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見があった場合には再度の意見聴取が必要。）、現行の手続を大幅に簡素化したところである。

(3) 総合評価方式の結果公表の徹底

総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価方式の結果の公表を徹底すること。

3. ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあること、また、施工監督の強化等行政コストの増大を招くおそれがあることから、以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

ダンピング受注には上記のような問題があることから、その防止のため低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排

除を徹底すること。

また、総合評価方式においては、低入札価格調査制度が価格及び品質が総合的に優れた調達を行う総合評価方式の理念に適合することから、その適用について地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定しているところである。したがって、総合評価方式による発注工事についても、低入札価格調査制度及び品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には失格とする基準（以下「失格基準」という。）を積極的に活用することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

なお、低入札価格調査制度の運用に当たっては、施工能力の不十分な企業を適切に排除する観点から、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」を参考としつつ、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な失格基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

さらに、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と調査結果の有効な活用を図られたいこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

上記の一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の導入・拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対して適切に対応していくことが非常に重要になることから、例えば、以下のような所要の条件整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、競争性を十分に確保するように留意するとともに、設定理由の公表に努めるなど、その適正な運用を図ること。

(2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

一般競争入札の導入により、資金力・施工力に劣る不良・不適格業者の競争参加が懸念されるが、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備する入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- (1) 公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合等の不正行為に関与することはあってはならないことであり、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。
- (2) このような観点から、それぞれの職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。
- (3) また、入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を適切に実施するため、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備し、不正行為の排除の徹底に努めること。
- (4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

(1) 一般競争入札の参加資格停止措置

入札参加資格停止については、「経済財政改革の基本方針 2007（平成19年6月19日閣議決定）」や全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（平成18年12月18日）」を踏まえ、談合等不正行為を行った者に対するペナルティを強化するため、地方自治法施行令を改正し、入札に参加させないことができる期間の上限を「2年間」から「3年間」に延長するとともに、入札に参加させないことができる期限を「該当事実があった後2年」から「期限を置かない」こととしたところである。その運用に当たっては、当該規定の趣旨を踏まえ不正行為に対しては厳正に対処すること。

(2) 指名停止措置

指名停止措置については、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきものであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、「工事請負契約に係

る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知。別添参照）を参考に、必要に応じ基準の見直しを行い、その適切な運用に努めること。この際、同通知において、排除勧告応諾（現在は排除措置命令）等の時期を待たずして立ち入り調査や排除勧告（現在は廃止）がなされた時点で指名停止措置を講じることや、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行い、事業者に対して不利益な取扱いをすることについては、望ましくない運用事例として掲げられていることに十分留意し、慎重に対応すること。

(3) 談合に係る損害賠償請求等

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

なお、違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額等を定めること。

また、国庫補助事業について談合等を行った請負者から違約金等を収納した場合には、当該違約金に係る国庫補助金相当額の返還等の取扱いについて、国の補助部局と協議し、その指示に従うこと。

8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表は、入札手続における透明性及び公平性を確保するための基本的な事項であることから、未だこれらの公表を実施していない地方公共団体はできる限り速やかに公表すること。

また、指名競争入札における指名基準の策定・公表については、指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為の未然防止に資するものであることから、指名基準を策定・公表していない地方公共団体は速やかに策定し、公表すること。

なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

(2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置すること。なお、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実情も踏まえ、国土交通省で作成した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取り組むこと。

(3) 苦情等への適切な対応の推進

入札及び契約に係る透明性を確保し、かつ公正な競争を促進するため、非指名理由の公表を推進するとともに、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方針の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

なお、平成18年に改正された指針においては、建設業者に対する指名停止措置（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）についても新たに苦情処理の対象としていることに留意すること。

9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に特に有効であるため、各地方公共団体はこれを早急を実施すること。

なお、技術者の不足等業務執行体制が不十分な地方公共団体は、他の発注者の具体的な活用方法を参考にしつつ、工事費内訳書の有効な活用を図ること。

10. 適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出等の徹底

適正な施工体制の確保のためには、入札契約適正化法第13条において受注者に提出が義務付けられている施工体制台帳の提出により現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、各地方公共団体においては、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工体系図については、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるよう適切な掲示を行うとともに、開示請求等に対する施工体制台帳の適切な開示

に努めること。

(2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進

公共工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、各地方公共団体においては、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

なお、当該要領を未策定の地方公共団体については、既に策定・公表している他の発注者の要領を参考にしつつ、早急に策定に取り組むとともに、技術者の不足等業務執行体制の整わない場合には監督・検査の外部機関への委託も含め、工事の監督・検査の充実に努めること。

(3) 発注者支援データベースの活用の推進

各地方公共団体においては、発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認し、不良・不適格業者の排除を図るとともに、適正な施工体制の確保に努めること。

(4) 発注者・設計者・施工者の連携の促進

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者・設計者・施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有することが重要である。このため、現場の問題発生に対する迅速な対応（例えば「ワンデーレスポンス」）、これらの関係者間の協議の実施（例えば「三者協議」）を含む所要の取組を推進するよう努めること。

(5) 不良不適格業者の排除について

不良不適格業者の排除のため、資格審査、施工体制確認、工事成績評定の強化を図り、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格審査のための業務執行体制の充実に努めること。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進すること。

1 1. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であるが、発注者としての体制が不十分な団体においては、設計の不備を工事の受注者に対応させるなど受注者に過度に依存しているケースも見られるところである。発注者責任の的確な遂行のためには業務執行体制等の強化が必要であるが、特に、小規模な市町村においては、関係業務を適切に実施できるよう支援する体制を構築することが必要であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であるが、特に、小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にある。

そのため、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認めるときは、技術提案の評価、監督・検査等における外部機関の活用等に努めること。

公共工事の発注者、とりわけ市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、都道府県職員等のいわゆる団塊世代の退職した技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば都道府県の建設技術センターの活用、都道府県等への人材バンクの設置など、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。

一方、総合評価方式の拡大等に伴い、技術職員の更なる技術能力の向上が求められている。このため、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むものとして、国による研修等の機会を積極的に活用されたいこと。

なお、発注者の経験が少ない工種、高度な調整が必要な事業を発注する場合や、短期間に事業量が増大する場合には、工事の態様に応じて、設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

また、都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うこと。

1 2. 電子入札の導入等の推進

電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることが

ら、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されることから、可能な限り速やかにその導入に努めること。

入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置しているところであり、未導入団体にあっては、できる限り速やかに導入すること。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入すること。

なお、電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資する措置を講ずること。

競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めること。

総行行第171号
国総入企第21号
平成20年12月22日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者においては入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入、ダンピング受注の防止等の入札及び契約の一層の適正化に向けた取組を進めることが求められています。

これまでの各地方公共団体の取組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。平成18年5月23日一部改正。以下「指針」という。)の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法の義務付け事項のうち一部の地方公共団体においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

また、建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、

本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」において、建設業について、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされており、地方公共団体においても、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. 一般競争入札の拡大

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかに一般競争入札の導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定し、その拡大に努めること。なお、一般競争入札の実施に当たっては、下記4. の条件整備を図ること。

2. 総合評価方式の導入・拡充

すべての地方公共団体において総合評価方式の導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。

また、次の取組を併せて行うこと。

(1) 特別簡易型総合評価方式の活用

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」等を参考としつつ、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入・拡大に努めること。

(2) 総合評価方式に係る発注者の相互協力等

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、学識経験者の意見聴取手続等について、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、総合評価方式の導入・拡充に必要な体制を整備すること。

(3) 総合評価方式の透明性及び公正性の確保

総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、評価項目等の適切な設定に努めること。なお、公共工事の品質確保の観点から不必要な技術提案を優位に評価することは慎むこと。また、総合評価方式の結果の公表を徹底するとともに、評価点数の内訳の公表に努めること。

3. ダumping受注の防止の徹底等

いわゆるダumping受注は、公共工事の品質確保への支障や下請及び労働者へのしわ寄せが生じかねないこと等から、以下の対策を実施することにより、ダumping受注の排除を徹底すること。

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダumping受注の排除を徹底すること。また、総合評価方式による発注工事についても、低入札価格調査制度の積極的な導入・活用及び同制度において品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には失格とする基準を積極的に導入・活用すること。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等の措置を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、所要の経費を適切に計上するとともに、資材等の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、以下の条件

整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入に努めること。不正行為等により契約の適正な履行が行われない蓋然性が高い不良不適格業者については競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。

(2) 入札ボンドの導入について

入札ボンドの導入を国の導入状況を踏まえ、国と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表の取りやめ等の対応及び事前公表を行う場合の理由の公表については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

1. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより発注者による不正行為への関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組みを実施することにも努めること。

2. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

(1) 入札参加資格停止措置及び指名停止措置

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用に努めること。

この際、排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

(2) 談合に係る損害賠償請求

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

3. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表を実施していない地方公共団体はできる限り速やかに公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置するとともに、非指名理由の公表を推進し、指名停止措置をはじめとする入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方策の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

4. 入札時における工事費内訳書の提出の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に特に有効であるため、各地方公共団体はこれを早急に実施すること。

5. 適正な施工の確保

公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体系図の適切な掲示に努めること。また、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進するとともに、発注者支援データベースを積極的に活用すること。

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、

責任関係を明確化していくことが重要であり、この観点から、現場の問題発生に対する迅速な対応（例えば「ワンデーレスポンス」）、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の所要の取組を推進するよう努めること。また、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者やこれらの者による公共工事への不当介入については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

6. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

公共工事の入札及び契約の適正化のためには、発注者責任の的確な遂行のための業務執行体制等の強化が必要であることから、次の取組を行うこと。

発注工事が専門的な知識又は技術を必要とすること等の理由により自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認めるときは、技術提案の評価、監督・検査等における外部機関の活用等に努めること。都道府県においては、技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。また、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、国による研修等の機会を積極的に活用すること。

なお、工事の態様に応じて、設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

7. 電子入札の導入の推進

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入に努めること。

総行行第126号
国土入企第14号
平成23年8月25日

各都道府県知事 へ
(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県議会議長 へ
(議会事務局扱い)

各政令指定都市市長 へ
(契約担当課扱い)

各政令指定都市議会議長 へ
(議会事務局扱い)

総 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）や公共工事の入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、地方公共団体の長は、入札及び契約の適正化を図るため、法第7条及び第8条の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第16条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年1月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、地

方公共団体のなかには、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる団体があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあることや、低価格入札が増加していることなど、入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る8月9日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第16条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ、法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、地域の実情等を踏まえて、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、法第18条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のI以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対する法及び指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第16条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要が

あり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域が生じるおそれがないかを把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設企業とし、必要に応じ、当該建設企業で構成される建設共同企業体等を活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダumping対策の強化

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダumping受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダumping受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

また、低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査基準価格に近づけ、これによって契約内容に適合した履行がされないおそれがある者を適切に排除することにより、制度の実効ある運用を確保すること。この際、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表及び調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。なお、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意して運用するものとする。

また、ダumping受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとする。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の導入について」（平成22年6月1日付け総行第139号）で送付し、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年6月8日付け国総入企第10号）でお願いしたところにより、国と連携して、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、まず簡易な技術提案等を求めて、詳細な技術提案を求める者を選定し、その中から落札者を決定する段階審査方式を活用し、双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「公共工事の入札における総合評価方式の透明性の確保等について」（平成22年4月9日付け国総入企第1号）でお願いしたところにより、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）をもって各発注機関あてに勧告された公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿って、できる限り速やかに貴団体発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組（ワンデーレスポンス等）や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組（三者会議等）についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、1位不動の状況など入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付

発注方式などの発注方式の活用や、VE方式（注1）等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

(注1) VE（バリューエンジニアリング）方式には、工事の入札段階で、施工方法等について技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、価格競争により落札者を決定する入札時VE方式や、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う契約後VE方式などがある。

3. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

4. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第7条及び第8条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

I. 8. の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。ま

た、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければな

らない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式（注2）等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

（注2） CM方式とは、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式である。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第7条）
2. 入札及び契約の過程に関する事項（法第8条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（法第8条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設企業の健全な発展を図ることは、公共工事の適正な施工を確保する上で不可欠であることから、現下の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

1. 前払金・中間前払金の導入・拡大の促進

建設工事の元請業者において施工に必要な資金確保が円滑に行われない場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること。

また、公共工事に要する材料費等を対象とした前払金の支払については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割（東日本大震災の被災地にあつては5割）を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金（中間前払金）についても、材料費等の2割を超えない範囲において認められており、適切な対応を図ること。

2. 工事請負代金の支払手続の迅速化

完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

3. 地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大の促進

公共工事請負代金債権を譲渡担保に低利で融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について、未導入団体は早急にその導入を図るとともに、導入済団体についても債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

また、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権の保全を図る下請債権保全支援事業の周知を行うこと。

設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式

実施マニュアル(案)

平成21年3月

目次

1. 背景	1
1. 1 導入の背景	1
1. 2 導入のメリット・デメリット	3
2. 適用	4
2. 1 適用工事	4
2. 2 適用時期	5
2. 3 設計者と施工者の役割分担	6
2. 4 工事発注方式	7
3. 実施手順	8
4. リスク分担	10
4. 1 リスク分担の基本的な考え方	10
4. 2 入札公告・入札説明書交付時のリスク分担の設定	12
4. 3 技術対話による確認	14
4. 4 (詳細) 設計承諾時の再確認	15
4. 5 リスク発生の時期・大きさ	16
4. 6 設計変更・単価合意	17
4. 7 リスクが発生した事例	17
5. 今後の課題	18

参考資料

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任 に関する懇談会品質確保専門部会 委員名簿	20
国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任 に関する懇談会品質確保専門部会 開催経緯	21

1. 背景

1. 1 導入の背景

国民にとって最も有利な調達を行うため、発注者はより価値の高い契約を行うことが求められる。また、工事の品質に関しては受注者の技術的能力に負うところが大きく、我が国の建設業界の技術力は高い水準にある。このため、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することにより、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながることを期待される。

設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式である。

また、詳細設計付工事発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式である。

これまで国土交通省の土木事業では、昭和 34 年の事務次官通達¹により設計の受託者は当該工事の入札に原則として参加できないものとされ、設計と施工を異なる者によって実施する設計施工分離が原則とされてきた。

しかし、平成 7 年 1 月に「公共工事の品質に関する委員会」において品質確保・向上のインセンティブを付与する方策の 1 つとして設計・施工一括発注方式の検討を行う必要があるとされた。平成 10 年 2 月の中央建設業審議会においても設計・施工一括発注方式の導入が建議され、また、「公共工事の品質確保等のための行動指針」において、民間技術力の活用方策として位置づけられることとなった。

これら公共工事の品質確保への要求や新たな設計・施工の役割分担に基づく建設生産プロセスへのニーズの高まりを受け、建設省では平成 9 年度の「横浜植防羽田出張所くん蒸設備その他工事」、「花宗水門機械設備製作据付工事」、平成 10 年度の「白岩砂防堰堤右岸部岩盤補強工事」において設計・施工一括発注方式の試行を開始した。

平成 13 年 3 月に「設計・施工一括発注方式導入検討委員会」の報告書において手続き等の考え方が示されたことにより、設計・施工一括発注方式の試行が拡大され、平成 17 年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、企業の技術提案を踏まえた予定価格の作成が可能となったことにより、実施環境が一層整備されることとなった。

平成 18 年 9 月の「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 中間とりまとめ」において、設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式のあり方を検討すべきとの方針を踏まえ、本格的導入に向けた検討を進めてきた。

¹ 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設業契発第 26 号）により廃止されたが、「一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号）等により同趣旨の規定がなされている。

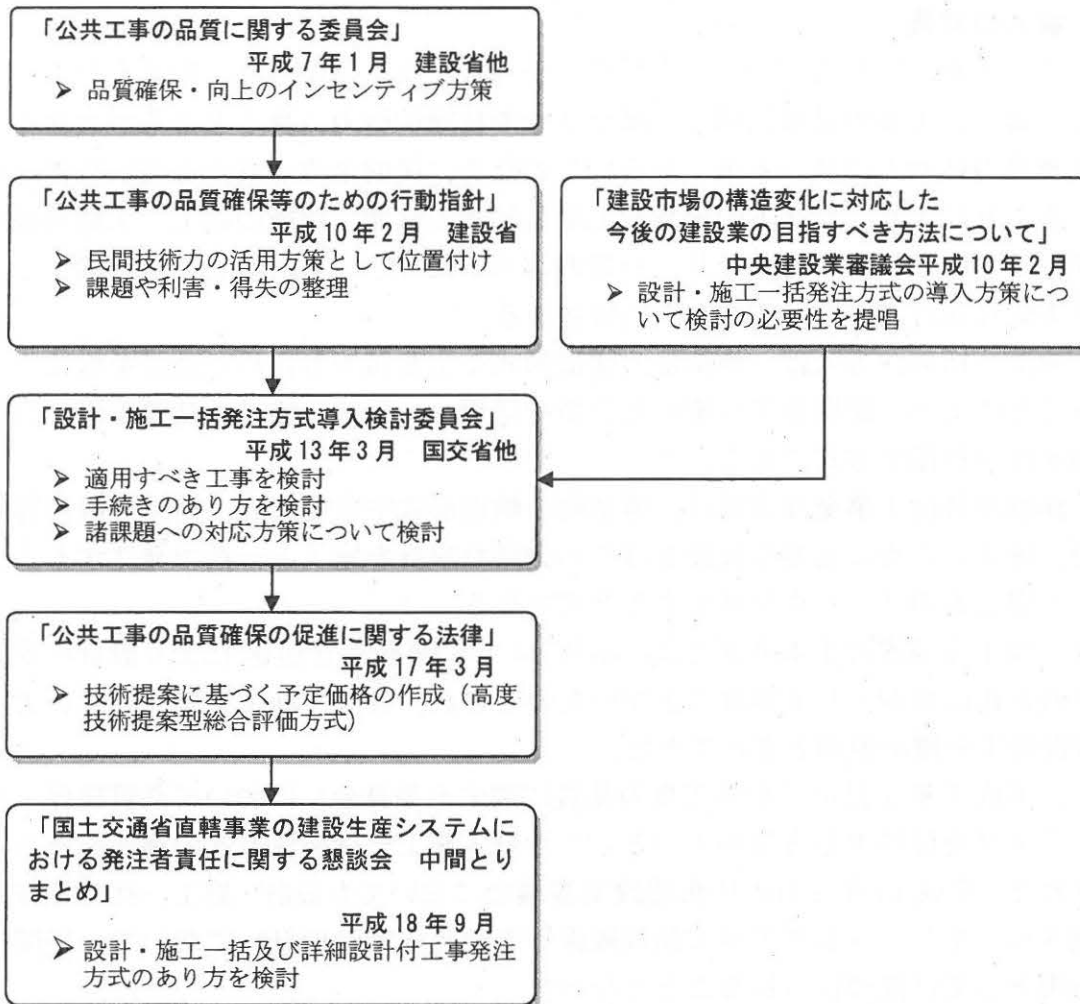


図1 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の試行の経緯

1. 2 導入のメリット・デメリット

設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の導入のメリットを以下に示す。これらの効果が十分に発揮されることにより、効率的・合理的な設計・施工の実施、工物品質の一層の向上が図られる。

【メリット】

○効率的・合理的な設計・施工の実施

- ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。

○工物品質の一層の向上

- ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。
- ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

一方、以下のようなデメリットがあるため、導入にあたっては留意すべきである。

【デメリット】

○客観性の欠如

- ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。

○受発注者間におけるあいまいな責任の所在

- ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。

○発注者責任意識の低下

- ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

2. 適用

2. 1 適用工事

「1. 2 導入のメリット・デメリット」から勘案すると、設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式を適用させる工事は以下のとおりである。

- ①現地の地形や地質等の自然条件が特殊であり、仮設工法や掘削工法等の施工者のノウハウを活用する必要がある大規模な橋梁工事やトンネル工事（共同溝工事）
- ②いくつもの工事が輻輳する等、現地の工事間の調整について、施工者のノウハウを活用する必要があるダム工事
- ③機械や電気設備等、工場製作が太宗を占める工事
- ④現地における情報が限られており、施工者に設計を委ねて、効率的・合理的な工事の実施を図る必要がある電線共同溝工事（維持・修繕工事）
- ⑤特に詳細設計付工事発注方式については、工期に制限があり、施工者に設計を委ねることにより、工期短縮を図ることのできる工事
- ⑥その他、発注者側で詳細仕様を規程せず、企業のノウハウに任せた方が良い提案が出てくることが想定される工種

表 1 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の適用の考え方

		設計・施工一括発注方式	詳細設計付工事発注方式
橋梁	考え方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法と当該施工方法に合致した目的物が必要な場合（高度技術提案型Ⅰ） ▶ PC, メタルの両型式を容認する規模の橋梁等（高度技術提案型Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 下部工に影響のない範囲で、製作・施工者の独自技術を用いた上部工・施工の効率化が可能な場合（高度技術提案型Ⅲ若しくは標準型+概算数量に基づく積算）
	事例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支間割、橋脚数や橋脚位置（ある程度の範囲内）を含めて技術提案し、目的物（上部、下部、基礎）の設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目的物（上部、下部、基礎）については発注者が設計を提示。橋脚施工における施工計画、必要となる仮設構造物の技術提案・設計を行う。
機械設備 (水門設備等)	考え方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本体構造物の設計後では設備形式の自由度が小さくなるため、設備全体の合理的な設計を行うには製作・施工者の技術を反映する必要がある場合や、技術基準・設計要領のない特殊な形式の設備の場合（高度技術提案Ⅱ型） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技術基準・設計要領等に基づき標準的な設計が可能ではあるが、細部設計、組立図等において製作・施工者の固有の技術がある設備等（高度技術提案型Ⅲ若しくは標準型+概算数量に基づく積算）
	事例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目的物を設計するための設計条件のみ提示。受注者は当該条件に基づく技術提案・設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目的物を設計するための設計条件及び主要仕様を提示。受注者は当該条件・仕様に基づく技術提案・設計を行う。
電線共同溝		—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 試掘を行わないと埋設物の内容及び埋設物の位置が不明確な場合。また、公益事業者との調整により変更が想定される場合（標準型+概算数量に基づく積算、ユニットプライス型積算等）

※ ただし、括弧の中は総合評価方式の型式

また、下記に類する場合は、設計・施工一括で発注すると、問題が発生する可能性が高いことから、当面、本方式を適用しないこととする。

- ① 用地買収が未完了等により着工時期が確定していない場合
- ② 受注者側で負担しなければならないリスクが過度に大きい場合
- ③ 工事規模が小さいため、入札参加者にとって技術提案に要する費用が過度な負担となる場合
- ④ 発注者が性能や仕様に関する概念を明確に設定できない場合

2. 2 適用時期

発注する案件が特定された後には、設計プロセスのどの段階から設計・施工一括で発注するかを決定する必要がある。設計プロセスには以下の段階がある。

- ① 目的物の性能、機能を規定する段階
- ② 目的物の位置、設計条件等の基本的な事項を決定する段階
- ③ 目的物の形状等の基本的な仕様をほぼ決定する段階
- ④ 目的物の施工に必要な詳細な仕様を決定する段階

いずれの段階においても、発注者は目的物の設計に対する自らの要求事項及び受注者の自由度の程度を明らかにして発注する必要がある。

2. 3 設計者と施工者の役割分担

橋梁、水門設備、電線共同溝の設計・施工分離、詳細設計付工事発注方式、設計・施工一括発注方式それぞれにおける設計者、製作・施工者の業務範囲の例をそれぞれ図2、3、4に示す。

【詳細設計付工事発注方式】

- ①設計者の業務範囲； 計画・概略設計、予備設計、詳細設計（一部）
- ②製作・施工業者の業務範囲； 詳細設計（一部）、製作・施工

【設計・施工一括発注方式】

- ①設計者の業務範囲； 計画・概略設計、予備設計（一部）
- ②製作・施工業者の業務範囲； 予備設計（一部）、詳細設計、製作・施工

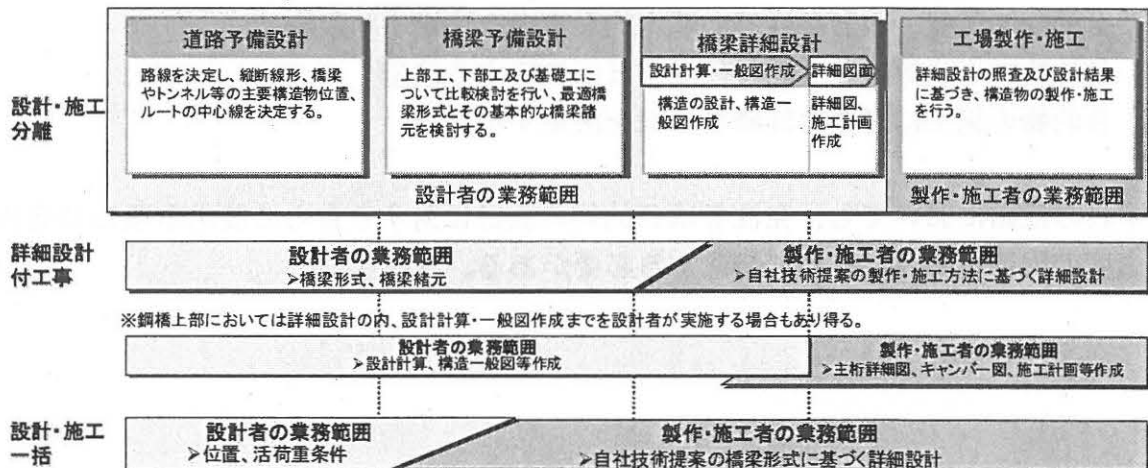


図2 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の役割分担（橋梁）

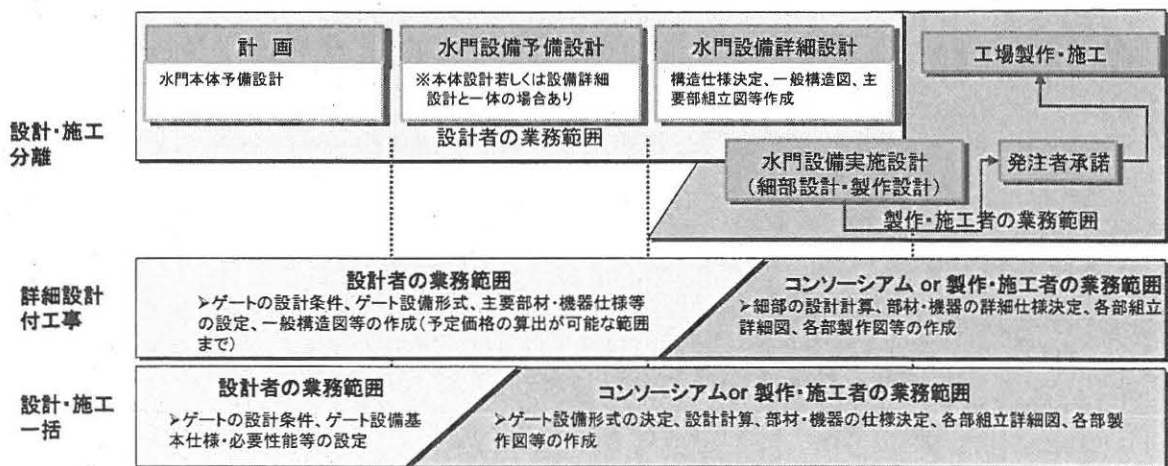


図3 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の役割分担（水門設備）

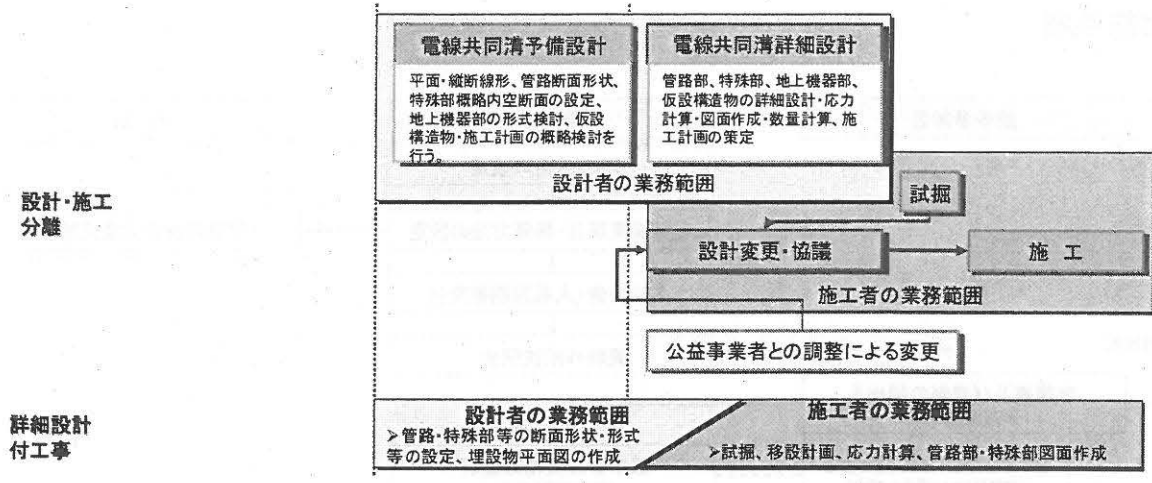


図4 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の役割分担（電線共同溝）

2. 4 工事発注方式

設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式の特徴を考慮しつつ総合評価方式（高度技術提案型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、標準型）を選定しなくてはならない。発注形態別の特徴と総合評価方式の分類の考え方について図5に示す。

発注形態	特徴			総合評価方式の分類	標準案	技術提案範囲	予定価格
	設計の品質確保	合理的な設計	効率性等				
設計・施工一括	○製作・施工方法だけではなく、目的物の設計に対しても施工者固有技術を活用可能。	○目的物の設計を含め製作・施工者固有技術の活用余地が大きく、合理的な設計が期待できる。	○設計と施工をオーバーラップさせることにより工期短縮が可能。 ○目的物の設計・施工の責任を一元化できる。 ○設計者と施工者が同じため、調整作業が軽減される。 ○施工者固有技術を考慮した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。	Ⅰ 通常的な構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・工事的目的物 ・施工方法 (工期短縮等)	競争参加者の技術提案に基づき作成
詳細設計付工事	○高度な施工技術や特殊な施工方法等の施工者固有技術を活用可能。	○施工者固有技術の活用により合理的な設計が期待できる。	○施工段階における詳細図面や施工計画作成の手戻りが解消される。 ○施工者固有技術を考慮した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。	Ⅲ 標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事的目的物の変更を伴う場合には、工事的目的物の変更を認める)	競争参加者の技術提案に基づき作成
設計・施工分離	○設計者が施工費用に対するリスクを負担しないため、耐久性や安全性を、当該環境に応じて見込むことができる。 ○施工者の設計照査により設計の品質を維持できる。	○設計者には施工費用増加によるメリットがないため、意図的な過剰設計が行われない。	○詳細な図面にて施工を発注することにより発注条件を明確化し、入札価格への余分なリスク費用の上乗せを防止できる。	標準型 施工条件や環境条件等の施工上の技術的課題があり、施工方法に関する技術提案を求めることにより、社会的便益の向上が期待できる場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事的目的物の変更を伴う場合には、工事的目的物の変更を認める)	設計者(発注者)の設計に基づき作成

図5 発注形態別の特徴と総合評価方式の分類の考え方

3. 実施手順

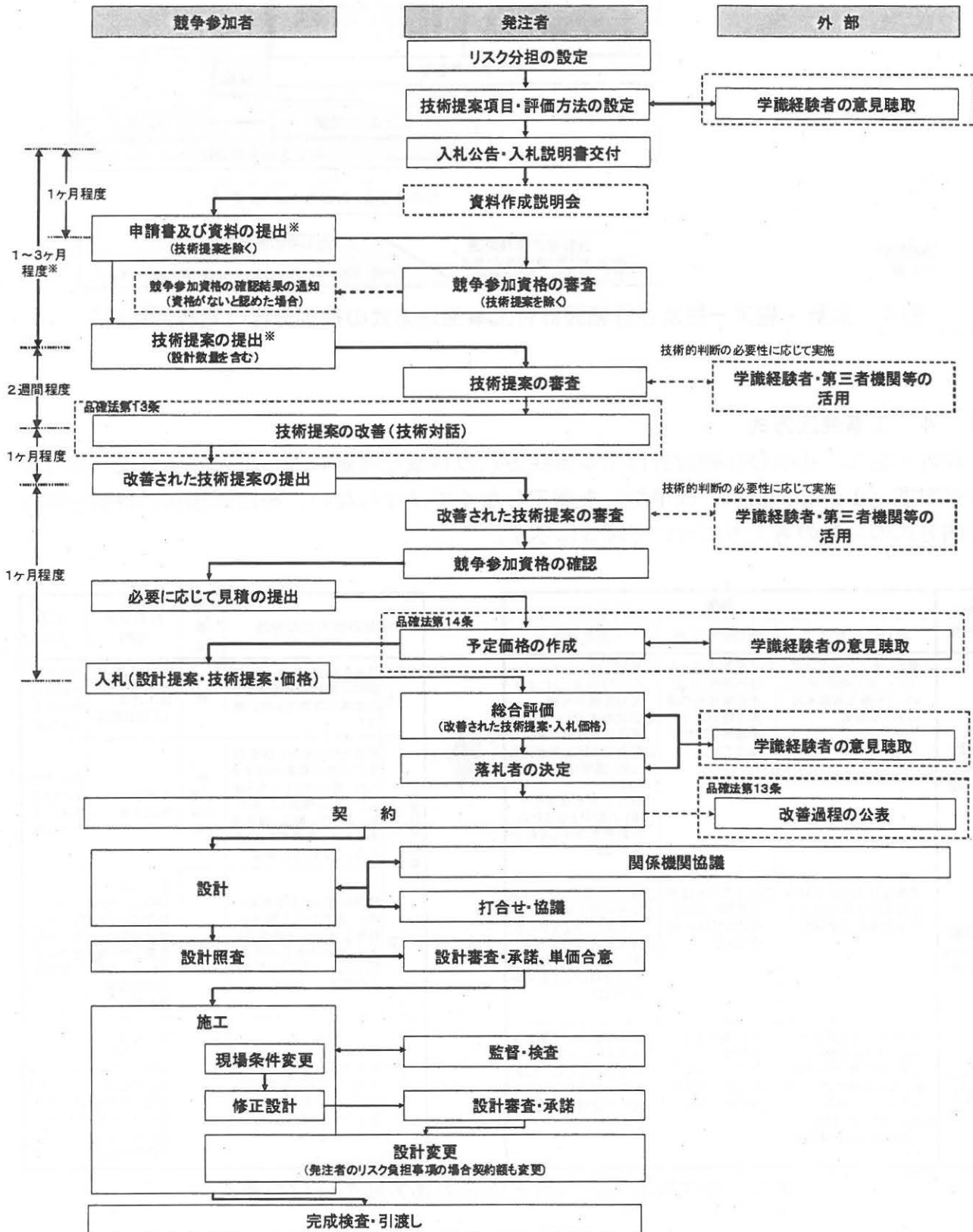


図6 実施手順のフロー（高度技術提案型適用の場合）

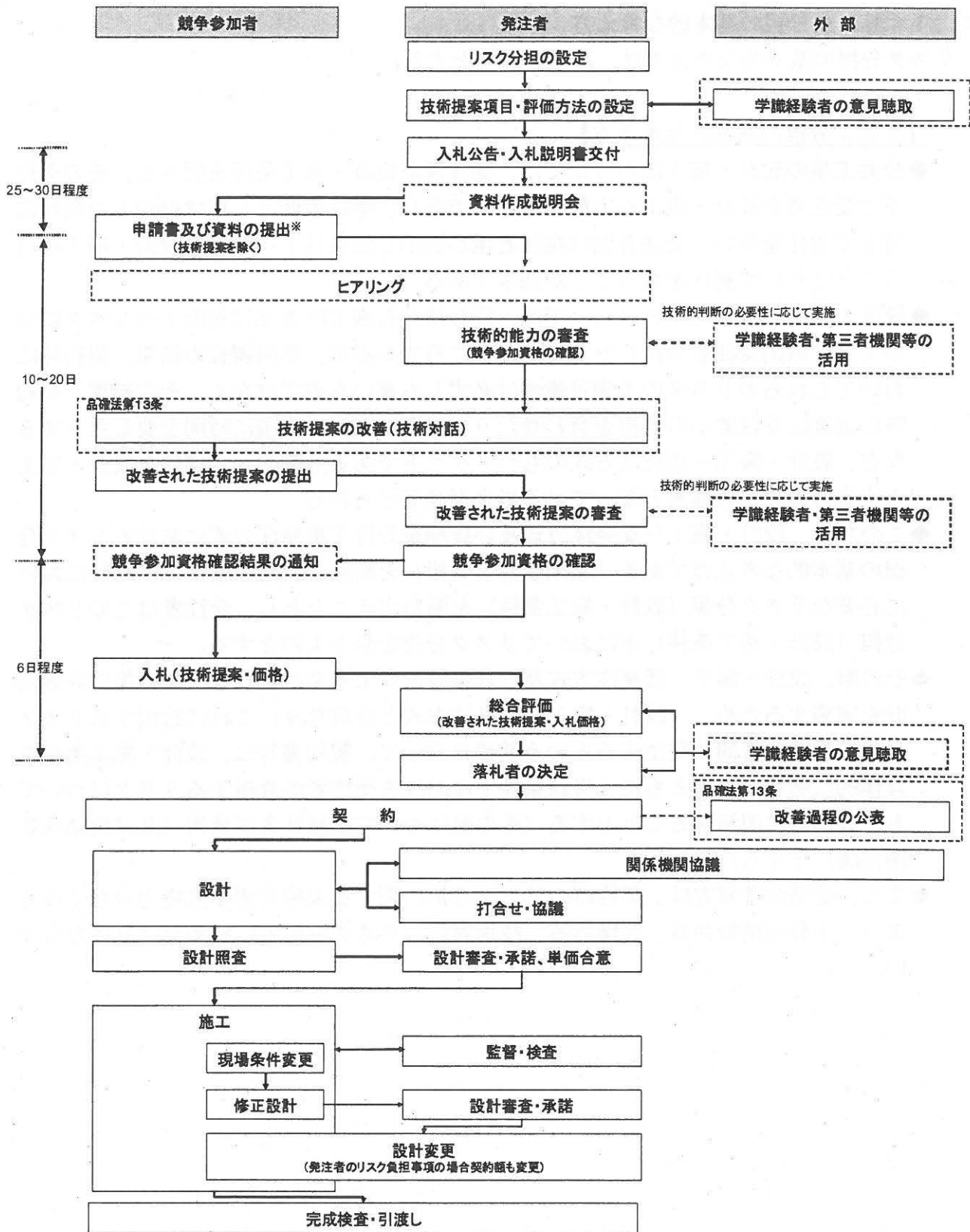


図7 実施手順のフロー（標準型（I型）適用の場合）

4. リスク分担

4. 1 リスク分担の基本的な考え方

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。

【リスク分担の基本的な考え方】

- ◆公共工事の設計・施工にあつたては、発注者が設計・施工条件を明示し、その条件下で受注者が設計・施工を実施するものであり、発注者側としては提示した条件に対して責任を負い、受注者側は発注者側が提示した条件下における設計・施工を行うことについて責任を負うことが基本である。
- ◆設計・施工一括発注方式においては、設計時から施工時まで起因するリスクについては「原則受注者負担」としてきたところであるが、事例調査の結果、契約時においてこれらのリスクの予測可能性は必ずしも高いものではなく、その結果、契約時に過度に受注者への負担を負わせたり、受発注者間の協議に時間を要したりするなど、設計・施工一括発注方式のもつメリットである効率的・合理的な設計・施工の実施の観点から弊害となっている場合が見受けられる。
- ◆このため、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式におけるリスク分担の基本的な考え方である「原則受注者負担」を撤回し、発注者は、契約時において必要なリスク分担（設計・施工条件）を明示することとし、受注者はこのリスク分担（設計・施工条件）下においてリスク分担を負うものとする。
- ◆その際、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式は、契約後に詳細設計を実施するため、（設計・施工分離発注方式とは異なり）これに起因するリスク分担が受発注者間に発生するという前提に立って、契約書等に、設計・施工条件を具体的に明示するとともに、当該条件下における受注者が負担するリスクについても、具体的に明示することとする（その他については発注者が負担（又は受発注者間協議）とする）。
- ◆また、受発注者双方は、契約時のリスク分担に関する未確定要素は極力少なくなるよう、十分な情報共有、質疑応答、技術対話、リスク分析等に努めなければならない。

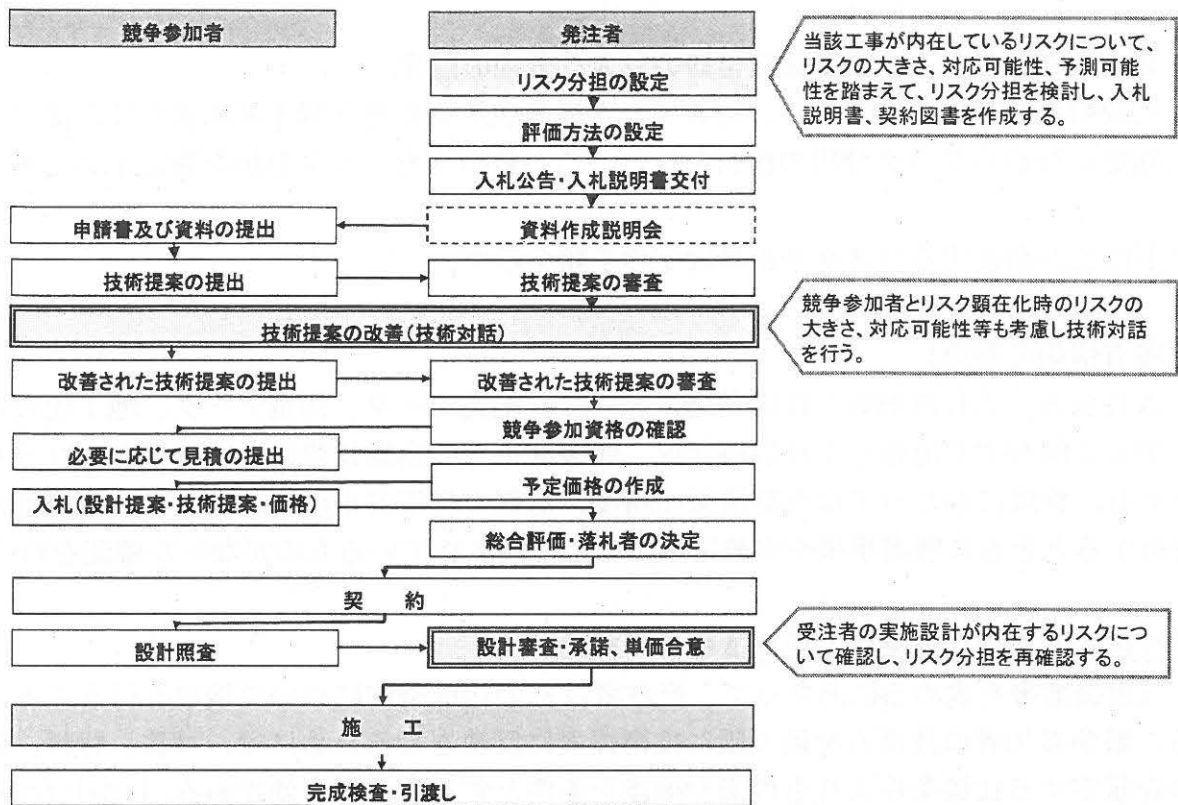


図8 リスク分担の設定と確認

4. 2 入札公告・入札説明書交付時のリスク分担の設定

入札説明書等の作成にあたり、地質データ等の現地条件等と競争参加者の技術提案の範囲を勘案しながらリスク分担の検討を行い、乙が負担するリスク分担を設定することとする。

以下に乙が負担するリスク分担の設定の手順を示す。

【現有情報の整理】

入札公告、入札説明書の準備段階において、地質データ、測量データ、地下埋設物等に関して保有する情報や用地取得状況、他機関等との協議情報について整理を行うものとする。整理にあたっては当該情報の精度、情報の経年劣化の可能性といった視点から分析するとともに懸案事項や未確定事項として残されているものがないか確認を行う。

【技術提案書の作成条件と現有情報との対比】

技術提案書を求めるにあたって、発注者はその作成条件について検討を行うこととする。競争参加者の技術力を最大限に技術提案に反映させるためには、寸法、材料、規格等を規定する仕様条件よりも性能や機能を条件とすることが有効である。しかしながら、性能や機能の検証方法や確認方法について明確に設定できない場合は、性能・機能を条件にすべきではない。

技術提案の作成条件を検討した後に、競争参加者が当該条件の検討を行うのに必要となる情報について整理を行うとともに「現有情報の整理」の結果と比較を行い、十分な情報が提供できるのか確認を行う。競争参加者が検討するのに十分な情報を有していないことが判明した場合については、追加調査を実施することも考慮すべきである。

【リスクの洗い出しと整理】

技術提案書の作成条件と現有情報との対比の結果を踏まえて、リスクを洗い出すとともに、リスクの性質を把握する。

○リスクの洗い出し

リスクを洗い出すために、リスクの要因となる項目を技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性、その他に分類し、それぞれの項目について、具体的な事例を想定して検討する。

○リスクの性質の把握

リスクの性質を把握するため、「リスクの大きさ」、「予測可能性」の要素を用いる。

【乙が負担するリスク分担の作成】

乙が負担するリスク分担の作成にあたっては、現有情報を踏まえつつ、特記仕様書には、契約時点で乙が対応可能、かつ予測可能なリスクを具体的に列挙する。

具体的な記載例は次の頁の通り。

<特記仕様書の記載例>

第〇条 当該工事においては、原則として、下記の項目に係るリスクは乙の負担とし、それ以外のものは甲の負担とする。

<乙が負担するリスクの項目（例）>

①技術特性

- ・技術提案を履行する上で生じた施工方法や工事目的物の設計変更

②自然条件

- ・設計図書に明示していた条件から合理的に予測可能な湧水・地下水の発生や、気象・海象等の影響

③社会条件

- ・設計図書に明示していた乙の行う周辺住民に対する環境・振動対策、供用中の道路・鉄道営業線・河川に対する対策、上下水道・ガス・電力・電話に対する対策、物件の移設、復旧作業

④マネジメント特性

- ・設計図書で明示していた乙の行う他工区との工程調整
- ・技術提案を履行する上で、乙の行う関係行政機関との調整の結果、必要となる対策

⑤その他

- ・乙の実施する設計、積算、施工等に関して、乙の責任により生じた損害に対する措置

4. 3 技術対話による確認

競争参加者の技術提案はリスクを内包しており、そのリスクの程度は各提案によって異なっている。よって、後々のリスク顕在化時のトラブルを回避するために、技術対話において競争の公平性を考慮しつつリスクへの対応について確認を行う。

【確認事項の洗い出しと整理】

○確認事項の洗い出し

競争参加者の技術提案は、競争参加者が推定した条件を前提としているおり、発注者側の条件と整合性が図られていない場合がある。このため、当該提案が前提としている条件等について発注者側の情報と相違はないか、合理的な条件設定であるか、技術提案によって新しいリスクが含まれていないかといった視点で確認事項の抽出を行う。

○技術提案に関するリスク分担

入札公告・入札説明書交付時に提示したリスク分担の見直し及び競争参加者の技術提案によって発生する新たなリスクの分担については、技術対話が発注者と競争参加者間で情報共有できる唯一の場であるとともに、契約時のリスク分担のベースとなることから、十分な対話（情報共有）が必要である。具体的な確認にあたっては、競争参加者が技術提案に際して、工事目的物や施工方法の提案にあたって想定した条件が明記されている場合、その条件が合理的なものであるか確認する。また、工事目的物しか提案されておらず、当該提案に至った合理的な理由や当該提案が想定している地質等の条件が明確に示されていない場合には競争参加者に対してその理由や想定条件の確認を行わなければならない。なお、競争参加者は自らの技術提案に含まれるリスクを減らすため、設計条件等で不明確な事項については積極的に照会し、確認することが求められる。

【リスク分担の見直し】

技術対話においてリスク分担の変更が必要となった時は、全ての競争参加者に通知するとともに修正された分担に基づく提案を行う機会を与えなければならない。

表2 技術対話における確認事項（例）

大項目	小項目	リスクに関する確認事項の抽出の視点
自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生が想定される場合、止水対策が考慮されているか。また、提案されている止水対策は合理的なものか。
	②支持地盤	提案された構造物の位置や基礎は、提示されている地質データによって合理的に判断されたものか。地質断面の推定が十分に合理的なものであるか。
	③作業用道路・ヤード	提案された工法を実現するための作業用道路やヤードが入札説明書等に示された条件を満足するものであるか。また、作業用道路やヤードが必要となるにもかかわらず見落とされていないか
	④気象・海象	工程が、工事現場近辺の気象・海象特性を考慮された設定になっているか。
社会条件	①地中障害物	入札説明書等で提示された地下埋設物等に対する適切な対処がなされているかどうか。必要となる対策や対象物に見落としがないか。
	②近接施工	近接する重要構造物に対する適切な対策が設定されているか。必要となる対策や対象物に見落としがないか。
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮がなされているか。
	④水質汚濁	水質汚濁が懸念される工事の場合、水質汚濁に対する対処が適切になされているか。
	⑤作業用道路・ヤード	提案された工法を実現するための作業用道路やヤードが入札説明書等に示された条件を満足するものであるか。また、作業用道路やヤードが必要となるにもかかわらず見落とされていないか
	⑥現道作業	提案された交通規制や迂回路は、警察協議において認められる可能性が高いものか。また、交通規制や迂回路設定が必要にもかかわらず、提案で見落とされていないか。
マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事の状況を見逃した工程になっていないか。
	②住民対応	近隣住民の理解が得られる施工期間や時間となっているか。騒音、振動、粉塵等への配慮がなされているか。
	③関係機関対応	道路や河川等の占有等の条件が明確になっているか。関係行政機関の許可を得られると考えられる条件であるか。

4. 4 (詳細) 設計承諾時の再確認

契約後、受注者の詳細設計終了後にリスク分担を再確認することとなるが、この際のベースとなるリスク分担は「4. 3 技術対話による確認」時のものとする。

【受発注者間で協議が発生した場合の対応】

契約後にリスク分担に関して受発注者間で協議が必要となった場合、既に契約額が確定していることから、リスク分担による経費負担について慎重に検討する必要がある。このため、学識者等の第三者の意見を聴くことも考えられる。この場合、以下の観点から第三者の意見を聴くものとする。

- ◆ 技術的に予測の可能性はあったか。
- ◆ 入札説明書、リスク分担、契約図書において十分な要件設定、情報提示がなされているか。
- ◆ 技術提案書において予見可能性があるにもかかわらず、見落としや非合理的な判断がなされていなかったか。 等

なお、第三者の意見を聴く場合は、いたずらに時間を要することは避け、効率的・効果的に行わなければならない。

4. 5 リスク発生の時期・大きさ

リスクが発注する時期は様々であり、かつ、その時期によってリスクの大きさは変動する。これをまとめると表3のとおりとなる。このため、入札公告・入札説明書交付時、技術対話の確認時においては、これらを十分勘案して適切にリスク分担を設定しなければならない。

表3 リスクが発生する時期・大きさ

◎：大きなリスクの発生する可能性のあるもの

○：リスクの発生する可能性のあるもの

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	計画時	設計時	施工時
技術特性	①工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		○	◎
	②その他	施工方法に関する技術提案等			◎
自然条件	①河川等の影響、湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等	○	◎	◎
	②支持地盤	地すべり地域、軟弱地盤、地下階数、杭におよぼす支持地盤の影響等	○	◎	◎
	③作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペース等の制約	○	◎	◎
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響	○	◎	◎
	⑤その他	急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等	○	◎	◎
社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物の撤去、移設	○	○	○
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物	◎	◎	○
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	○	◎	◎
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	○	◎	◎
	⑤その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等	○	◎	◎
マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事との工程調整		◎	◎
	②住民対応	近隣住民との対応	◎	◎	◎
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	◎	◎	◎
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		○	◎
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		○	◎
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業		○	◎
	⑦その他	災害時の応急復旧等			◎
その他	①不可抗力	地震等による地形の変化	○	○	◎
	②人為的なミス	設計のミス、積算の間違い	○	◎	◎
	③法律・基準等の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	◎	◎	◎
	④その他	契約不履行、労働争議		◎	◎

※1、「計画時」とは、技術対話までの段階を想定し、「設計時」とは、設計審査・承諾までの段階を想定している。

※2、なお、本表はリスクが発生する時期を分類しているものである。そのため、「計画時」や「設計時」にリスクを検討する場合、「施工時」に発生するリスクまで想定し、検討及び確認するものである。

4. 6 設計変更・単価合意

設計・施工一括発注方式等を適用する場合には実施設計の完了後、工事着手までの間に受発注者間で単価を合意することを基本としている。受発注者間での単価合意及び設計変更の考え方については、次のとおりとする。

- ・ 設計・施工一括発注方式等の場合、落札者の詳細設計が終了した時点で数量が確定するため、予定価格における工事費の内訳と落札者の入札価格の内訳が異なることが生じる可能性がある。
- ・ このため、詳細設計の終了により数量が確定し工事に着手する前に、総価契約の金額を変更しない設計変更を行い、単価合意することを基本とする。
- ・ 単価合意後に、契約額の変更を伴う設計変更等が生じた場合には、詳細設計の図面、数量、合意した単価に基づき、設計変更及び契約額の変更を行うものとする。

4. 7 リスクが発生した事例

平成 19 年度、20 年度の直轄工事でリスクが発生した事例を示す。

○自然条件（地質）

- ・ 契約前に発注者側から提示されたボーリングデータに基づいて橋梁基礎の位置等を計画したが、施工中に想定外の地質に遭遇し、設計の変更を余儀なくされた。しかし、有識者などによる第三者委員会の「予見し得ない地質」との検討結果により契約額を変更することとなった。

○マネジメント特性（関係者協議）

- ・ 技術提案の際に提示した迂回路ルートが、施工中において警察協議で許可を得ることができず、迂回路及び工法の変更を余儀なくされた。この場合、受注者側は警察協議が必要なことを確認しなかったが、確認した場合、発注者側は警察協議について検討することができた。受発注者間の協議で契約変更となったが、技術対話の中でこうした課題は解消すべきと思われる。

○マネジメント特性（工程管理）

- ・ 実施設計期間 100 日と承諾期間 30 日の関係について、受発注者間との見解の相違が生じた。こうした見解の相違が生じないように仕様書等に承諾期間が実施設計期間に包含されるか否か記載すべきである。

○その他（人為的なミス）

- ・ 設計中に道路線形の詳細条件が提示されていないことが判明し、発注者側に再提示を求めた。しかし、受注者が設計中に詳細条件を調査し、該当工事区間の道路線形条件（シフト量等）を発注者に確認すべきであるとの結論に至った。技術対話の中で、設計条件について確認すべきであった。

5. 今後の課題

設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式を実施するにあたっては、以下の課題が考えられる。

【リスクに関する検討】

- ・ リスクは様々な条件により発生するため、今後も下記の項目についてフォローアップ調査を行うなど、引き続き検討が必要である。
 - 発注者側の条件明示や情報提供の方法、また、その際の受注者側の認識
 - 設計変更要因や設計変更額
 - 設計承認時の受発注者間のリスク分担や、その後のリスク分担のあり方 等

【コンソーシアム活用に関する検討】²

- ・ 設計・施工分離型発注方式の効果を発現する上で、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）を活用する場合は考えられる。
- ・ コンソーシアムと発注者の契約方法について建設業法上の課題について検討する。

【品質確保等に関する検討】

- ・ 詳細設計の品質確保のため、第三者の活用について検討する。
- ・ 契約方式等に関する法令面からの検討が必要である。

【契約約款の作成】

- ・ 設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式を普及するためには、同方式の課題を十分に整理したうえで、発注者と受注者が交わす標準契約約款等を作成する必要がある。

(参考)

■契約の性格

設計は準委託契約（ただし、詳細設計は請負的性格が強い）、施工は請負契約とし、契約は設計の部分と施工の部分からなる一本の契約（価格は設計と施工それぞれに定める）となることが考えられる。このような契約を結ぶ場合、建設コンサルタントは設計の責任を負い施工に関する連帯責任を負わないことを、また、建設会社は施工の責任を負い設計に関する連帯責任を負わないことを明確にすることで、建設業法上の問題がなくなる。

■瑕疵担保責任のあり方

発注者は自らの指示による瑕疵については発注者が責任を負う。

それ以外の瑕疵については、コンソーシアムの構成員のいずれかの瑕疵であり、設計の瑕疵については建設コンサルタントが、施工の瑕疵については建設会社が負う。

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会

品質確保専門部会

委員名簿

部会長	福田 昌史	高知工科大学	客員教授
委員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科	教授
委員	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科	教授 (懇談会 委員長)
委員	河野 広隆	京都大学大学院工学研究科	教授
委員	木戸 健介	ジャーナリスト	
委員	田崎 忠行	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	理事長代理
委員	常田 賢一	大阪大学大学院工学研究科	教授
委員	古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科	准教授
委員	福田 由貴	国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室長	
委員	前川 秀和	国土交通省大臣官房技術調査課長	
委員	小林 亘	国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室	情報通信技術調整官
委員	永島 潮	国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕計画調整官	
委員	小林 靖	国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室長	
委員	吉田 正	国土交通省総合政策局建設施工企画課	施工環境技術推進室長
委員	越智 繁雄	国土交通省河川局治水課事業監理室長	
委員	村山 一弥	国土交通省道路局国道・防災課国道事業調整官	
委員	松原 裕	国土交通省港湾局技術企画課建設企画室長	
委員	森 望	国土交通省国土技術政策総合研究所	建設マネジメント研究官
委員	横山 晴生	国土交通省関東地方整備局企画部長	

(事務局) 国土交通省大臣官房技術調査課
国土交通省国土技術政策総合研究所
国土交通省関東地方整備局

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会

品質確保専門部会の開催経緯

